産政第５９３号
令和２年３月18日

企業の皆様へ

茨城県産業戦略部長

新型コロナウイルス感染症に係る配慮について（依頼）

日頃から，本県の産業振興にあたり，格別なるご理解とご協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，今回の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は，県民生活や本県の企業の活動に大変大きな影響を与えております。

本県におきましても，３月１７日に初の感染者が確認されましたが，社員の海外出張がその原因ではないかと考えられております。御社の企業活動におかれましても，下記ご配慮のうえ，感染拡大の防止へのご協力をお願い申し上げます。

記

１　社員・従業員に対し，手洗い，マスク着用，咳エチケット等の基本的な感染予防対策を改めて呼び掛け，徹底に努めること。また，出張の際は，混雑する空間をなるべく避けるなどの配慮をすること。

２　社員の海外出張に際しては，出張先における最新の感染被害状況を確認し，必要に応じて延期を検討・指示するなど，十分に配慮すること。

また，海外から帰国した社員については，体調等の報告を上司が受け，必要に応じて14日間を目安とした自宅待機を指示するなど，経過観察に努めること。

３　社員等において，37.5℃以上の発熱が４日以上続くなど，新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には，当該社員に自宅療養を指示するとともに，事業所内で十分な対策を行い，万一の感染発生に備えること。

また，県庁の「帰国者・接触者相談センター（24時間対応。電話029-301-3200）」又は事業所所在地を管轄する保健所に連絡し，指示を受けること。

【参考】

・　新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（厚生労働省）
・　ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合，家庭内でご注意いただきたいこと　～８つのポイント～　（厚生労働省）
・　保健所管轄図（保健所再編パンフレット）　（茨城県保健福祉部厚生総務課）

（本文書に関するお問い合わせ）
茨城県産業戦略部産業政策課　産業企画グループ　　担当　小川
電話　　０２９－３０１－３５２５